

第58回 定時株主総会 招集ご通知



開催
日時

2023年6月21日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催
場所

大阪市淀川区新北野一丁目2番3号
本社3階会議室

■ お土産廃止のお知らせ

株主総会会場にご来場くださる株主様と、ご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、ご来場の株主様へのお土産の配布は取りやめさせていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

郵送またはインターネットによる議決権行使期限

2023年6月20日（火曜日）
午後5時30分まで

目次

第58回定時株主総会招集ご通知	P 3
株主総会参考書類	P 7
議案および参考事項	
第1号議案 取締役11名選任の件	
第2号議案 監査役1名選任の件	
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	
事業報告	P25
連結計算書類	P42
計算書類	P44
監査報告書	P46



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/1762/>



グループ憲章

1. 目標一致

高松コンストラクショングループに属する各企業の目指す方向は同一である。

2. 独立尊重

高松コンストラクショングループに属する各企業は互に独自性を尊重する。

3. 協力競争

高松コンストラクショングループに属する各企業は互に協力と競争の調和を計る。

4. 価値基準

高松コンストラクショングループに属する各企業ならびにその役員および社員は社益を価値判断の基準とする。ただし、これは信義則の範囲内とする。

グループフォーメーション (2023年4月1日時点)

当社グループは、建設業界において、M&Aを通じ成長を実現した数少ない会社です。高松建設グループ8社、青木あすなる建設グループ2社、みらい建設工業グループ3社、東興ジオテック、タカマツハウスグループ2社、タカマツハウス関西、米国現地法人の高松CG USAならびに持株会社である高松コンストラクショングループの19社で構成されています。(日本オーナーズクレジットは非連結子会社、また、下記に表示していないその他連結子会社が6社、持分法適用関連会社が2社有ります。)

今後も積極的に事業領域の拡大を目指します。



株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。ここに当社の第58回定時株主総会招集通知をお届けいたします。

当社グループは、建設を通じて社会における相互補完の一翼を担うとの経営理念のもと、2023年3月期を初年度とする3カ年の中期経営計画「共創×2025」の達成と、2030年までの長期ビジョンである「高松グループ2030Vision」の実現に取り組んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。



代表取締役社長 高松浩孝

経営理念

建設を通じて
社会における
相互補完の
一翼を担う。



企業理念3カ条

わが社はステークホルダーに対し、利益の配分を通じて高い評価を得ることを目指し、もってわが社ならびにグループトータルの企業価値の増大をはかる。

経営目標達成のため、よりビックでよりハイプロフィットなグループを目指す。ただし、不正や不当な手段による社会の追求はもちろん、浮利を追うなど利益第一主義に陥ってはならない。

グループ憲章の遵守をはかり、グループ各社の経営を適切に指導し、もってグループ全体の発展を通じて社会に貢献することを使命とするホールディングカンパニーである。

株主各位

大阪市淀川区新北野一丁目2番3号
株式会社高松コンストラクショングループ
代表取締役社長 高松浩孝

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第58回（2023年3月期）定時株主総会招集ご通知」および「第58回（2023年3月期）定時株主総会招集ご通知に際してのその他の電子提供措置事項」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.takamatsu-cg.co.jp>



上記ウェブサイトアクセスして、「株主・投資家の皆様へ」「株主総会・株式情報」「株主総会」の順に選択してご覧ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご欠席の場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」（5ページから6ページ）をご高覧のうえ、**2023年6月20日（火曜日）当社営業時間終了の時（午後5時30分）まで**に議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年6月21日（水曜日）午前10時（受付開始時刻午前9時30分）										
2 場 所	大阪市淀川区新北野一丁目2番3号 本社3階会議室 （末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）										
3 目的事項	<table><tr><td>報告事項</td><td>(1) 第58期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</td></tr><tr><td></td><td>(2) 第58期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件</td></tr><tr><td>決議事項</td><td>第1号議案 取締役11名選任の件</td></tr><tr><td></td><td>第2号議案 監査役1名選任の件</td></tr><tr><td></td><td>第3号議案 補欠監査役1名選任の件</td></tr></table>	報告事項	(1) 第58期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件		(2) 第58期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件	決議事項	第1号議案 取締役11名選任の件		第2号議案 監査役1名選任の件		第3号議案 補欠監査役1名選任の件
報告事項	(1) 第58期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件										
	(2) 第58期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件										
決議事項	第1号議案 取締役11名選任の件										
	第2号議案 監査役1名選任の件										
	第3号議案 補欠監査役1名選任の件										

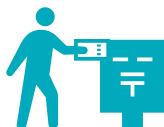
以 上

- ◎ ご来場の株主の皆様へのお土産の配布は取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ **第58期期末配当金のお支払いについて**
当社は、2023年5月10日開催の取締役会において、第58期に係る期末配当金として1株当たり47円をお支払いすること、および支払開始日を2023年6月22日とさせていただくことを決議いたしました。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご欠席の場合

郵 送



同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。
なお、各議案につきまして賛否を表示せず提出された場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

議 決 権
行 使 期 限

2023年6月20日（火曜日）午後5時30分到着分まで

インターネット



パソコン・スマートフォン・タブレット端末等から、当社の指定する議決権行使専用サイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書に記載された議決権行使コード、パスワードをご利用になり、画面の案内にしたがって賛否を入力してください。

議 決 権
行 使 期 限

2023年6月20日（火曜日）午後5時30分行使分まで

詳細は次ページをご覧ください。

株主総会にご出席の場合

株主総会



- 同封の議決権行使書を会場受付にご提出ください。
- 議事資料としてこの招集ご通知をご持参ください。
- 代理人によるご出席の場合は、ご出席株主様ご本人の議決権行使書とともに代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。なお、代理人は、定款の定めにより本総会の議決権を有する他の株主1名様に限らせていただきます。

株 主 総 会
開 催 日 時

2023年6月21日（水曜日）午前10時
(受付開始：午前9時30分)

■ インターネットによる掲載事項

- 本招集ご通知は以下の当社ウェブサイトにも掲載しております。
- **This Notice of the 58th Ordinary Shareholders Meeting is available on our website as written below.**
- 本招集ご通知の英訳版（ご参考資料）は**当社ウェブサイト（英語）**に掲載しております。
- **English translation of this Notice is available on the following website for courtesy purpose.**
<https://www.takamatsu-cg.co.jp/eng/>
- ご送付している書面は、書面交付請求にもとづく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令および当社定款第15条の規定にもとづき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - (i) 事業報告…………… 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況
 - (ii) 連結計算書類… 連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 - (iii) 計算書類…………… 株主資本等変動計算書、個別注記表
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、次の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

議決権行使 みずほ 検索

右記QRコードからのアクセスも可能です。



議決権行使手順

1

議決権行使ウェブサイトへアクセス

●本サイトの利用にあたってはご自身の読み取り用と、ご所属先様へお送りいただくお申し込み用紙を、お持ちください。
●お申し込みの際は、Webブラウザを開いてください。

次へすすむ

議決権行使ウェブサイトへアクセス
「インターネットによる議決権行使について」をお読みいただき、「次へすすむ」をクリック。

2

ログインする

●議決権行使コードを入力し、「次へ」をクリックしてください。
●議決権行使コードは、議決権行使書紙に記載されています。
●電子メールにより届いた「議決権行使書紙」に記載されています。
●議決権行使コードは、議決権行使書紙に記載されています。

議決権行使コード

次へ

ログインする
「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック。
※「議決権行使コード」および「パスワード」は本書同封の「議決権行使書用紙」に記載されております。

3

パスワードの変更

●初期パスワードを入力し、「次へ」をクリックしてください。
●初期パスワードは、議決権行使書紙に記載されています。
●パスワードは、8文字以上、英数字と記号を組み合わせ、かつ大文字と小文字をそれぞれ1文字以上含む必要があります。

議決権行使コード

初期パスワード

パスワード

登録

パスワードの入力
パスワード変更画面が出ますので、「初期パスワード」を入力し、株主様をご使用になる「パスワード」を登録してください。

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

システム等に関する
お問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524

(受付時間 午前9時～午後9時 土・日・休日を除く)

機関投資家の皆様へ

当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加いたしております。

！ ご注意

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続環境にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。
- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

株主総会参考書類

第 1 号 議 案 取締役11名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきまして、経営体制の効率化のため取締役を1名減員し、取締役11名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏 名		現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1	再任	たかまつ 高松 孝之	たかゆき	取締役名誉会長	100% (12/12回)
2	再任	よしたけ 吉武 宣彦	のぶひこ	代表取締役会長	100% (12/12回)
3	再任	たかまつ 高松 孝嘉	たかよし	代表取締役副会長	100% (12/12回)
4	再任	たかまつ 高松 浩孝	ひろたか	代表取締役社長	100% (12/12回)
5	再任	たかまつ 高松 孝年	たかとし	代表取締役	100% (12/12回)
6	再任	はぎわら 萩原 敏孝	としたか	社外 独立 取締役	100% (12/12回)
7	再任	あおやま 青山 繁弘	しげひろ	社外 独立 取締役	100% (12/12回)
8	再任	たかまつ 高松 英之	ひでゆき	取締役	100% (12/12回)
9	再任	なかはら 中原 秀人	ひでと	社外 独立 取締役	100% (12/12回)
10	再任	つじい 辻井 靖	やすし	取締役	100% (12/12回)
11	再任	いしばし 石橋 伸子	のぶこ	社外 独立 取締役	100% (12/12回)

(注1) 萩原敏孝氏、青山繁弘氏、中原秀人氏および石橋伸子氏は社外取締役候補者であります。

なお、当社は萩原敏孝氏、青山繁弘氏、中原秀人氏、石橋伸子氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として届け出ております。

(注2) 石橋伸子氏は当事業年度に開催された取締役会12回のうち監査役として2回、取締役として10回出席いたしました。

1 ^{たか まつ}高松 ^{たか ゆき}孝之 1937年9月27日生（満85歳）

再任

略歴、当社における地位、担当

1965年6月	当社代表取締役社長	2008年10月	高松建設㈱取締役名誉会長（現任）
1990年4月	当社代表取締役会長	2013年6月	青木あすなる建設㈱取締役（現任）
2005年6月	当社取締役名誉会長（現任）		



取締役候補者とした理由

当社代表取締役社長、当社代表取締役会長等を歴任し、現在、当社取締役名誉会長に就いております。大所高所の立場から経営全般に助言をおこなうとともに、経営理念に沿った長期継続企業を目指す視点に立ちグループの経営の監督を適切におこなっております。その豊富な経営経験と高い見識により、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献をはたせるものと判断して、引き続き取締役候補者に指名いたしました。

所有する当社の株式の数
3,974,700株

取締役会への出席状況
100%（12回／12回）

2 ^{よし たけ}吉武 ^{のぶ ひこ}宣彦 1952年11月19日生（満70歳）

再任

略歴、当社における地位、担当

2012年6月	青木あすなる建設(株)代表取締役副社長執行役員	2017年4月	当社代表取締役社長
2015年4月	同社代表取締役副社長執行役員本社統轄本部長兼営業企画本部長	2017年4月	青木あすなる建設(株)取締役（現任）
2015年6月	当社取締役	2017年6月	高松建設(株)取締役（現任）
		2021年4月	当社代表取締役会長（現任）



所有する当社の株式の数
11,264株

取締役会への出席状況
100%（12回／12回）

取締役候補者とした理由

(株)りそな銀行常務執行役員、昭和リース(株)取締役会長、当社グループの中核会社である青木あすなる建設(株)代表取締役副社長執行役員、当社代表取締役社長等を歴任し、現在、当社代表取締役会長、当社指名委員会および報酬委員会の委員に就いております。また、取締役会議長を務め、取締役会を有効に運用するとともに、グループ経営の監督を適切におこなっております。その豊富な経営経験と高い見識により、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献をはたせるものと判断して、引き続き取締役候補者に指名いたしました。

3 ^{たか まつ}高松 ^{たか よし}孝嘉 1967年2月6日生（満56歳）

再任

略歴、当社における地位、担当

1990年4月	当社入社	2015年6月	当社取締役専務執行役員グループ統括本部担当
2005年4月	当社社長室長	2016年6月	当社代表取締役専務執行役員グループ統括本部担当
2005年6月	当社取締役社長室長	2017年4月	当社代表取締役副社長執行役員グループ統括所管
2006年3月	当社取締役	2017年6月	高松建設(株)取締役
2006年3月	(株)日本建商〔大阪府〕(現 高松工ステート(株)) 取締役常務執行役員	2019年6月	当社代表取締役副社長執行役員全社統括兼グループ監査本部長
2008年10月	高松建設(株)執行役員経営企画室長	2021年4月	当社代表取締役副会長（現任）
2009年8月	同社取締役執行役員本社統括		
2011年4月	同社取締役常務執行役員本社統括		
2013年4月	当社取締役常務執行役員管理本部担当		



所有する当社の株式の数
321,174株

取締役会への出席状況
100% (12回/12回)

取締役候補者とした理由

当社取締役社長室長、当社代表取締役副社長執行役員等を歴任し、現在、代表取締役副会長に就いております。建設業界における豊富な経営経験と高い見識により、グループ経営の監督を適切におこなっており、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献をはたせるものと判断して、引き続き取締役候補者に指名いたしました。

4 ^{たか まつ}高松 ^{ひろ たか}浩孝 1971年2月28日生（満52歳）

再任

略歴、当社における地位、担当

2007年6月	当社取締役	2018年4月	高松建設(株)代表取締役副社長執行役員
2014年4月	やまと建設(株)〔大阪府〕(現 高松テクノサービス(株)) 代表取締役副社長執行役員	2019年4月	当社取締役
2015年6月	高松建設(株)取締役常務執行役員	2020年6月	青木あすなる建設(株)取締役(現任)
2016年4月	高松建設(株)取締役専務執行役員	2021年4月	当社代表取締役社長グループ監査本部管掌
2017年4月	当社取締役専務執行役員グループ戦略本部担当兼グループ経営戦略室長	2022年4月	当社代表取締役社長グループ経営戦略本部・経営改革推進部管掌
2017年4月	高松建設(株)取締役	2022年4月	高松建設(株)代表取締役
2018年4月	当社取締役専務執行役員グループ戦略本部担当	2022年6月	高松建設(株)取締役(現任)
		2022年10月	当社代表取締役社長事業推進本部・経営戦略本部管掌
		2023年4月	当社代表取締役社長(現任)



所有する当社の株式の数
292,472株

取締役会への出席状況
100% (12回/12回)

取締役候補者とした理由

高松テクノサービス(株)代表取締役副社長執行役員、高松建設(株)代表取締役副社長執行役員等を歴任し、現在、当社代表取締役社長および当社報酬委員会の委員に就いております。経営上重要な事項について十分かつ適切に取締役会に経営判断を求め、取締役会の意思決定機能を高めるとともに、経営の指揮をとり業績向上に大きな貢献をはたしております。その豊富な経営経験と高い見識により、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献をはたせるものと判断して、引き続き取締役候補者に指名いたしました。

5 ^{たか まつ}高松 ^{たか とし}孝年 1970年9月6日生（満52歳）

再任

略歴、当社における地位、担当

1998年3月	当社入社	2014年4月	同社代表取締役副社長
2005年6月	J Pホーム(株)取締役東京本店長	2015年6月	同社代表取締役副社長執行役員
2009年4月	同社代表取締役副社長	2016年4月	J Pホーム(株)取締役会長
2010年6月	当社取締役	2017年4月	同社取締役
2012年4月	J Pホーム(株)代表取締役社長	2018年4月	高松建設(株)代表取締役社長（現任）
2013年6月	高松建設(株)取締役	2020年6月	青木あすなる建設(株)取締役（現任）
		2021年4月	当社代表取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

高松建設(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由

JPホーム(株)取締役東京本店長、同社代表取締役副社長、同社代表取締役社長、高松建設(株)代表取締役副社長執行役員等を歴任し、現在、当社グループの中核会社である高松建設(株)代表取締役社長、当社代表取締役副社長執行役員および当社報酬委員会の委員に就いております。建設業界における豊富な経営経験と高い見識を有しており、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献をはたせるものと判断して、引き続き取締役候補者に指名いたしました。



所有する当社の株式の数
297,872株

取締役会への出席状況
100% (12回/12回)

6 はぎ わら とし たか
萩原 敏孝 1940年6月15日生（満82歳）

再任

社外

独立

略歴、当社における地位、担当

1969年12月	(株)小松製作所入社	2003年6月	同社代表取締役会長
1990年6月	同社取締役	2007年6月	同社相談役・特別顧問
1995年6月	同社常務取締役	2011年6月	同社特別顧問
1997年6月	同社専務取締役	2013年6月	同社顧問（現任）
1999年6月	同社代表取締役副社長	2014年6月	当社社外取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

(株)小松製作所顧問

(株)ゼンショーホールディングス社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

(株)小松製作所代表取締役副社長、同社代表取締役会長等を歴任し、経営者として豊富な経験と高い見識を有しております。当社との間に特別な利害関係のない独立した立場から貴重な意見をいただいております。当社指名委員会の委員長および報酬委員会の委員も務めていただいております。今後とも経営全般に忌憚のない助言をいただくことで、当社の経営体制をさらに強化できるものと期待されることから、引き続き社外取締役候補者に指名いたしました。



所有する当社の株式の数
8,846株

取締役会への出席状況
100% (12回/12回)

7 あお やま 青山 しげ ひろ 繁弘 1947年4月1日生（満76歳）

再任

社外 独立

略歴、当社における地位、担当

1969年4月	サントリー(株)入社	2009年2月	サントリーホールディングス(株)取締役副社長
1994年3月	同社取締役洋酒事業部長	2010年3月	同社代表取締役副社長
1999年3月	同社常務取締役マーケティング部門・宣伝事業部担当営業推進部長	2014年10月	同社代表取締役副会長
2003年3月	同社専務取締役経営企画本部長	2015年4月	同社最高顧問
2006年3月	同社取締役副社長酒類カンパニー長	2016年6月	当社社外取締役（現任）
		2018年4月	サントリーホールディングス(株)特別顧問



所有する当社の株式の数
6,840株

取締役会への出席状況
100%（12回/12回）

■ 重要な兼職の状況

公益財団法人流通経済研究所理事長
H.U.グループホールディングス(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

サントリー(株)取締役副社長、サントリーホールディングス(株)代表取締役副社長、同社代表取締役副会長等を歴任し、経営者として豊富な経験と高い見識を有しております。当社との間に特別な利害関係のない独立した立場から貴重な意見をいただいております。当社報酬委員会の委員長および指名委員会の委員も務めていただいております。今後とも経営全般に忌憚のない助言をいただくことで、当社の経営体制がさらに強化できるものと期待されることから、引き続き社外取締役候補者に指名いたしました。

8 ^{たかまつ}高松 ^{ひでゆき}英之 1977年2月28日生（満46歳）

再任

略歴、当社における地位、担当

2005年11月	(株)たかまつ屋（現 (株)高松フード・クリエイト）設立、代表取締役社長	2016年6月	当社取締役（現任）
		2021年2月	(株)高松フード・クリエイト取締役会長（現任）
		2021年4月	高松エステート(株)〔大阪府〕代表取締役副社長執行役員
		2022年10月	高松エステート(株)代表取締役副社長執行役員（現任）

■ 重要な兼職の状況

高松エステート(株)代表取締役副社長執行役員

取締役候補者とした理由

(株)高松フード・クリエイトの代表取締役社長を経験し、これまで企業経営に携わるとともに、現在、高松エステート(株)代表取締役副社長執行役員に就いております。今後とも経営経験を活かした意見をいただくことで、当社グループの企業価値の持続的向上に貢献し得るものと判断し、引き続き取締役候補者に指名いたしました。



所有する当社の株式の数
340,472株

取締役会への出席状況
100% (12回/12回)

9 ^{なか はら}中原 ^{ひで と}秀人 1950年11月17日生（満72歳）

再任

社外 独立

略歴、当社における地位、担当

1973年4月	三菱商事(株)入社	2011年6月	同社代表取締役副社長執行役員
2004年4月	同社執行役員欧州支社長	2016年4月	同社取締役
2006年4月	同社執行役員中国総代表	2016年6月	同社顧問
2007年4月	同社常務執行役員中国総代表	2018年6月	当社社外監査役
2009年6月	同社取締役常務執行役員コーポレート担当役員（地域戦略）、地域開発管掌	2019年6月	当社社外取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

国立大学法人大阪教育大学理事



所有する当社の株式の数

—

取締役会への出席状況

100%（12回／12回）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

三菱商事(株)代表取締役副社長執行役員等を歴任し、経営者として豊富な経験と高い見識を有しております。当社との間に特別な利害関係のない独立した立場から貴重な意見をいただいております。当社報酬委員会および指名委員会の委員も務めていただいております。また、海外経験も豊富であり、海外事業推進に対しても適切な助言をいただいております。今後とも経営全般に忌憚のない助言をいただくことで、当社の経営体制がさらに強化できるものと期待されることから、引き続き社外取締役候補者に指名いたしました。

10 ^{つじ い}辻井

^{やすし}靖

1959年3月8日生（満64歳）

再任

略歴、当社における地位、担当

1982年4月	㈱青木建設入社	2017年6月	同社取締役兼専務執行役員土木事業本部統括本部長兼東京土木本店長
2011年4月	青木あすなる建設㈱上席執行役員 大阪土木本店長	2018年4月	同社代表取締役社長（現任）
2015年4月	同社常務執行役員大阪土木本店長	2018年6月	当社取締役
2016年4月	同社常務執行役員東京土木本店長	2019年6月	当社取締役退任
2017年4月	同社専務執行役員土木事業本部統括本部長兼東京土木本店長	2020年6月	当社取締役（現任）
		2020年6月	高松建設㈱取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

青木あすなる建設㈱代表取締役社長

取締役候補者とした理由

青木あすなる建設㈱専務執行役員土木事業本部統括本部長兼東京土木本店長等を歴任し、現在、当社グループの中核会社である青木あすなる建設㈱代表取締役社長に就いております。建設業界における豊富な経営経験と高い見識を有しており、当社グループの事業戦略推進に係る意思決定等に適切な意見をいただくことで企業価値の持続的向上のために貢献をはたせるものと判断して、引き続き取締役候補者に指名いたしました。



所有する当社の株式の数
4,338株

取締役会への出席状況
100% (12回/12回)

11 ^{いし ばし}石橋 ^{のぶ こ}伸子 1961年6月12日生（満61歳）

再任

社外

独立

略歴、当社における地位、担当

1989年4月	弁護士登録	2004年10月	弁護士法人神戸シティ法律事務所 代表社員弁護士（現任）
1995年10月	井口・石橋法律事務所共同開設	2019年6月	当社社外監査役
		2022年6月	当社社外取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

弁護士法人神戸シティ法律事務所代表社員弁護士
(株)上組社外取締役
(株)ふくおかフィナンシャルグループ社外取締役（監査等委員）



所有する当社の株式の数
816株

取締役会への出席状況
100% (12回/12回)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士として豊富な専門知識と高い見識を有しており、当社報酬委員会および指名委員会の委員も務めていただいております。今後とも法律の専門家として、当社との間に特別な利害関係のない独立した立場から忌憚のない助言をいただくことで、当社の経営体制がさらに強化できるものと期待されることから、引き続き社外取締役候補者に指名いたしました。

(注) 1. 責任限定契約について

当社は、候補者 高松孝之氏、萩原敏孝氏、青山繁弘氏、高松英之氏、中原秀人氏、辻井靖氏、石橋伸子氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める金額の合計額をもって責任限度額としております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記の責任限定契約を継続する予定であります。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（訴訟費用等を含む）を、当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、その保険料を全額当社が負担しております。また、保険契約の次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
4. 萩原敏孝氏、青山繁弘氏、中原秀人氏および石橋伸子氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は萩原敏孝氏、青山繁弘氏、中原秀人氏、石橋伸子氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として届け出ております。
5. 候補者 萩原敏孝氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって9年となります。
6. 候補者 青山繁弘氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって7年となります。
7. 候補者 中原秀人氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。また、同氏は、過去に当社の社外監査役でありました。
8. 候補者 石橋伸子氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。また、同氏は、過去に当社の社外監査役でありました。
9. 候補者 石橋伸子氏は婚姻により井口姓となりましたが、弁護士業務を旧姓の石橋姓でおこなっております。

10. 過去5年間の他の会社における不当な業務執行への対応について

- ① 萩原敏孝氏は、2009年6月から2019年6月までヤマトホールディングス(株)の社外取締役役に就任しておりましたが、同社連結子会社であったヤマトホームコンビニエンス(株)において、法人のお客様の社員向け引越サービスで約款に反した不適切な請求があり、2019年1月、国土交通省より行政処分および事業改善命令を受けました。同社は、ヤマトホームコンビニエンス(株)において同様の事態を発生させないための体制構築等に取り組むとともに、グループ経営の健全性を高めるためのガバナンス強化に取り組んでおります。

萩原敏孝氏は、当該事実の判明までその事実を認識しておりませんでした。同社の社外取締役として平素から法令遵守やコンプライアンスの観点から積極的な発言をおこなっており、当該事実の判明後は、取締役会において原因の追究、法令遵守の徹底、ガバナンス強化に向けた助言をおこなう等、その職責を適切にはたしてまいりました。

- ② 萩原敏孝氏は、2015年6月から2021年6月まで日野自動車(株)の社外取締役役に就任しておりましたが、同社は2022年3月に、2016年排出ガス規制の日本市場向け車両用エンジンの排出ガスおよび燃費に関する認証申請における不正行為を確認したことを公表し、対象機種について、2022年3月に国土交通省より型式指定取消の行政処分を受けました。同社は事案の重要性に鑑みて、全容解明および真因分析に分け、同社と利害関係のない外部有識者による特別調査委員会を設置し、抜本的な再発防止をはかるとともに、信頼回復に向けたコンプライアンス・ファーストの企業体質再構築に取り組んでおります。

萩原敏孝氏の在任中には、本件不正は確認されておりませんでした。同社の社外取締役として日頃から法令順守およびコンプライアンス徹底の視点に立った積極的な助言をおこなう等、その職責を適切にはたしてまいりました。

(ご参考)

氏名	独立社外	スキル					
		①企業経営	②法務・コンプライアンス・リスクマネジメント	③財務・会計	④技術	⑤営業	⑥グローバル
高松 孝之		●			●	●	
吉武 宣彦		●	●	●		●	
高松 孝嘉		●	●				
高松 浩孝		●	●				●
高松 孝年		●	●			●	
萩原 敏孝	●	●	●				●
青山 繁弘	●	●					●
高松 英之		●					
中原 秀人	●	●					●
辻井 靖		●			●		
石橋 伸子	●		●				

※上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第 2 号 議 案 監査役 1 名選任の件

監査役松下善紀氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任いたします。つきましては、監査役 1 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

つのだ
角 田

みのる
稔

1958年10月27日生（満64歳）

新任

略歴、当社における地位

1981年4月	(株)青木建設入社	2017年6月	当社常務執行役員グループ戦略本部長
2007年4月	青木あすなる建設(株)管理本部人事部長	2019年4月	当社常務執行役員グループ事業本部長
2011年4月	同社管理本部管理部長	2019年6月	青木あすなる建設(株)常勤監査役(現任)
2015年4月	同社執行役員管理本部副本部長		
2017年4月	当社執行役員グループ戦略本部長		



所有する当社の株式の数
1,489株

取締役会への出席状況

監査役候補者とした理由

青木あすなる建設(株)の管理部門に従事し、同社の執行役員管理本部副本部長、当社常務執行役員グループ戦略本部長等を歴任し、現在は青木あすなる建設(株)の常勤監査役を務めております。この幅広い知見と専門的な知識を活かし、当社の経営全般の監視と有効な助言を期待し得るものと判断して、監査役候補者に指名いたしました。

(注) 1. 責任限定契約について

当社は、候補者 角田稔氏の選任が承認可決された場合、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める金額の合計額をもって責任限度額としております。

- 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（訴訟費用等を含む）を、当該保険契約により補填することとしております。全ての監査役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、その保険料を全額当社が負担しております。また、保険契約の次回更新時には同内容での更新を予定しております。角田稔氏が監査役に就任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第 3 号 議 案 補欠監査役 1 名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役 1 名の選任をお願いしたいと存じます。なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

にしき み みに ひろ
錦見 光弘 1963年5月13日生（満60歳）

再任

社外 独立



所有する当社の株式の数

—

取締役会への出席状況

—

略歴、当社における地位

1988年4月	英和監査法人入所	2008年6月	イトアンド(株) (現 ㈱イトアンドホールディングス) 社外監査役
1991年3月	公認会計士登録 公認会計士 錦見光弘事務所代表 (現任)	2015年6月	同社社外取締役 (監査等委員) (現任)
2005年1月	税理士登録	2017年6月	㈱松屋アールアンドディ社外監査役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

- (株)イトアンドホールディングス社外取締役 (監査等委員)
- (株)松屋アールアンドディ社外監査役

補欠監査役候補者とした理由および期待される役割の概要

公認会計士としての専門的見地から高い実績をあげられており、また経営に関する高い見識を有しております。当社との間に特別な利害関係のない独立した立場から忌憚のない助言をいただくことで、当社の監査機能の一層の充実に貢献いただけるものと期待されることから、引き続き補欠監査役候補者に指名いたしました。

(注) 1. 責任限定契約について

当社は、錦見光弘氏が監査役に就任された場合、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める金額の合計額をもって責任限度額としております。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（訴訟費用等を含む）を、当該保険契約により填補することとしております。全ての監査役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、その保険料を全額当社が負担しております。また、保険契約の次回更新時には同内容での更新を予定しております。錦見光弘氏が監査役に就任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
3. 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
4. 錦見光弘氏は社外監査役候補者であります。
なお、錦見光弘氏は、東京証券取引所の定めにもとづく独立役員要件を満たしており、同氏が監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。

以 上

1 当社グループの現況に関する事項

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症における行動制限の緩和や各種政策の効果により、社会経済活動が徐々に正常化に向かう動きがみられ、本格的景気回復への期待が高まりつつあります。その一方で、米国での銀行破綻などの金融不安による世界的な金融資本市場の変動等により、海外景気の下振れが日本経済にも影響を及ぼす可能性があります。また、ウクライナ情勢が長期化し、世界的なエネルギーコストの高騰、原材料価格や資機材価格の高騰による家計や企業への影響、供給面での制約等に十分注意する必要がありますなど、景気の先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

このような事業環境のもと、公共建設投資は国土強靱化計画等を背景とする補正予算等の効果により底堅く推移しており、民間建設投資においてはコロナ禍で先送りされた設備投資の再開により持ち直しの動きがみられます。また、民間住宅市場においては、新築住宅の着工戸数は前年比で減少したものの、貸家や分譲住宅は増加となり、底堅い状況が続きました。一方で、建設業界を取り巻く環境は、建設資機材、労務価格の高騰や建設資機材の調達、建設従事者の人材確保の問題、人材の高齢化など依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況のなか、当社グループにおいては、当連結会計年度の受注高は337,680百万円（前期比7.9%増）と過去最高となり、売上高についても282,495百万円（前期比7.0%増）となりました。利益につきましても、営業利益は12,038百万円（前期比7.2%増）、経常利益は11,768百万円（前期比2.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は7,534百万円（前期比12.0%増）と、増収、増益になりました。

連結業績ハイライト

■ 売上高

2,824億95百万円 前期比7.0%増

■ 営業利益

120億38百万円 前期比7.2%増

■ 経常利益

117億68百万円 前期比2.4%増

■ 親会社株主に帰属する当期純利益

75億34百万円 前期比12.0%増

なお、当連結会計年度における事業別の受注高・売上高・繰越高は、次のとおりであります。
(単位：百万円)

		前連結会計年度 繰越高	当連結会計年度 受注高	当連結会計年度 売上高	翌連結会計年度 繰越高
建設事業	建築事業	260,332	183,241	136,774	306,799
	土木事業	105,130	103,438	94,902	113,665
計		365,462	286,679	231,677	420,465
不動産事業		2,503	51,000	50,818	2,685
合計		367,966	337,680	282,495	423,151

② 資金調達の状況

特筆すべき事項はありません。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は7,409百万円であり、その主なものは、当社グループの東京事務所ビルの建設費用であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社の子会社である青木あすなる建設(株)が、2023年3月31日付で、連結子会社のあすなる道路(株)の全株式を(株)佐藤渡辺に譲渡いたしました。

⑧ 対処すべき課題

当社グループは、“地域のあらゆる人々の「もの」と「ところ」の幸せにつながる『循環型・持続型社会インフラ』の創生に貢献する”というビジョンのもと、2022年5月に2023年3月期～2025年3月期を対象とする中期経営計画「共創×2025」を策定いたしました。

その中期経営計画初年度となる当年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、売上高は計画を若干下回ったものの、営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益は、計画を達成し、概ね予定どおりに事業を進めることができました。

しかし、我々を取り巻く環境は、依然として厳しく、世界経済はコロナ禍からの完全回復には至っていないこと、かつ、ウクライナ情勢も収束には程遠く予断を許さない状況であり、それらに起因する資源価格の高騰や通貨動向等、景気の不透明感は拭えず、ますます不確実性が高まっております。

このようななか、将来の事業成長を狙い、建設請負事業を伸ばす一方で、より高い成長が見込まれる川上領域にあたるソリューション提供型事業に進出するとともに、川下領域においてはストックビジネスの強化をはかっており、今後はそれらの事業変革をより一層加速してまいります。また、人材の高齢化等、建設業界を取り巻く環境はますます厳しさを増すなか、人材が重要なリソースと位置づけ、「トップクラスのホワイト企業への挑戦」にも取り組み、当社グループの事業成長を実現してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

⑨ 企業集団の財産および損益の状況の推移

	第55期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第56期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第57期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第58期 (当連結会計年度) (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)
受 注 高(百万円)	296,746	256,453	312,889	337,680
売 上 高(百万円)	282,366	283,080	263,907	282,495
経 常 利 益(百万円)	14,355	12,112	11,490	11,768
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	8,698	7,467	6,727	7,534
1株当たり当期純利益(円)	249.83	214.48	193.22	216.38
総 資 産(百万円)	211,431	220,831	236,719	233,963
純 資 産(百万円)	110,139	115,756	121,471	127,759

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除）にもとづき算出しております。
2. 第57期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、第57期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

10 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
高 松 建 設 (株)	5,000 百万円	100.0%	建築工事
青 木 あ す な ろ 建 設 (株)	5,000 百万円	100.0	土木・建築工事
Takamatsu Construction Group USA, Inc.	43,100 千米ドル	100.0	不動産事業
み ら い 建 設 工 業 (株)	2,500 百万円	100.0	港湾・海洋・土木・建築工事
高松テクノサービス(株) [大阪府]	300 百万円	(100.0)	リフォーム・メンテナンス工事
高 松 エ ス テ ー ト (株)	300 百万円	(100.0)	建物管理・不動産総合コンサルタント
高松テクノサービス(株) [東京都]	300 百万円	(100.0)	リフォーム・メンテナンス工事
(株) 金 剛 組	300 百万円	(100.0)	社寺建築工事
タカマツハウス(株) [東京都]	300 百万円	100.0	木造戸建関連事業の企画・販売
大 昭 工 業 (株)	300 百万円	(100.0)	建築・土木工事
(株) 中 村 社 寺	100 百万円	(100.0)	社寺建築工事
(株) ミ ブ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	100 百万円	(100.0)	不動産売買および仲介
タカマツハウス(株) [大阪府]	100 百万円	100.0	木造戸建関連事業の企画・販売
(株) 住 之 江 工 芸	98 百万円	(100.0)	インテリアリフォーム
青 木 マ リ ー ン (株)	90 百万円	(100.0)	海洋土木工事
(株) 島 田 組	85 百万円	(100.0)	埋蔵文化財発掘調査・一般土木工事
東 興 ジ オ テ ッ ク (株)	80 百万円	100.0	法面保護・地盤改良工事・耐火工事
タ カ マ ツ ビ ル ド (株)	50 百万円	(100.0)	木造戸建住宅事業・木造集合住宅事業
(株) エ ム ズ	40 百万円	(90.0)	リノベーション工事
(株) ア ク セ ス	40 百万円	(100.0)	埋蔵文化財発掘調査
T S K ハ ウ ジ ン グ (株)	20 百万円	(100.0)	木造建築事業

- (注) 1. 資本金順、同額の場合は設立(当社グループへの参入日)順で記載しております。
2. () 内表示については、間接所有を含めた議決権比率を示しております。
3. 高松エステート(株)は、2022年10月1日付で高松エステート(株) [大阪府] を存続会社、高松エステート(株) [東京都] を消滅会社とする吸収合併方式により合併いたしました。
4. タカマツビルド(株)は、2023年1月1日付で(株)タツミプランニングから商号変更いたしました。

5. あすなろ道路(株)は、青木あすなろ建設(株)が2023年3月31日付で全株式を(株)佐藤渡辺に譲渡いたしました。
6. 当社は、2022年11月1日付でタカマツハウス(株)〔大阪府〕を設立し、連結子会社としております。なお、同社は2023年4月14日付でタカマツハウス関西(株)に商号変更いたしました。

11 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、当社および連結子会社25社、持分法適用関連会社2社により構成され、建築事業および土木事業を主な事業内容とし、その他に不動産事業およびこれらに関連する事業をおこなっております。

12 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

① 当社の事業所

本 社 大阪市淀川区新北野一丁目2番3号
 東 京 本 社 東京都千代田区神田美土代町1番地1

② 主要な子会社の事業所

高 松 建 設 (株)		大阪市淀川区
青木あすなろ建設(株)		東京都千代田区
Takamatsu Construction Group USA, Inc.		米国ニューヨーク州
みらい建設工業(株)		東京都港区
高松テクノサービス(株)	[大阪府]	大阪市淀川区
高松エステート(株)		大阪市淀川区
高松テクノサービス(株)	[東京都]	東京都千代田区
(株) 金 剛 組		大阪市天王寺区
タカマツハウス(株)	[東京都]	東京都渋谷区
大 昭 工 業 (株)		大阪府高槻市
(株) 中 村 社 寺		愛知県一宮市
(株)ミブコーポレーション		東京都渋谷区
タカマツハウス(株)	[大阪府]	大阪市淀川区
(株) 住 之 江 工 芸		大阪市中央区
青木マリーン(株)		東京都港区
(株) 島 田 組		大阪府八尾市
東興ジオテック(株)		東京都中央区
タカマツビルド(株)		横浜市西区
(株) エ ム ズ		東京都中央区
(株) ア ク セ ス		大阪府八尾市
T S K ハ ウ ジ ン グ (株)		大阪府高槻市

13 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,790 名	59 名増

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
51 名	3 名増	49.1 歳	12.6 年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。また、執行役員は含まれておりません。
 2. 平均勤続年数の算定にあたり、グループ会社からの転籍者および出向者は各社における勤続年数を通算しております。

14 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

15 その他企業集団の現況に関する重要な事項 (連結子会社間の合併)

当社の連結子会社である高松テクノサービス(株)〔大阪府〕および高松テクノサービス(株)〔東京都〕は、2022年11月9日付で合併契約を締結し、以下のとおり2023年4月1日付で合併いたしました。

① 本合併の主な目的

本合併は、高松テクノサービス(株)〔大阪府〕および高松テクノサービス(株)〔東京都〕の事業戦略の融合と経営リソースの最適化を目指し、具体的には以下の3点を目的としております。

i. 営業力の強化

効果的な営業施策を東京・大阪共通で展開することにより業績の向上をはかること

ii. 人材交流・教育の推進

人事制度・業務プロセス・ITシステムの統合により、人事異動・人材交流の活性化をはかり、人材教育の質の向上につなげることで、これからの成長分野に対し、より適切な人員配置を実現できること

iii. 管理・業務部門の効率化

重複する機能を集約することで、業務の効率化および専門化をはかること

- ② 本合併の要旨
 - i. 合併の日程
 - 取締役会決議日（当社）：2022年11月9日
 - 合併契約締結日：2022年11月9日
 - 合併契約承認臨時株主総会（本合併当事会社）：2022年11月24日
 - 合併効力発生日：2023年4月1日
 - ii. 合併の方式
 - 高松テクノサービス㈱〔大阪府〕を存続会社とし、高松テクノサービス㈱〔東京都〕を消滅会社とする吸収合併方式
 - iii. 合併の対価
 - 株式の発行または金銭等の割当はありません。
 - iv. 合併にともなう新株予約権および新株予約権付社債に関する取り扱い
 - 該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 普通株式 52,800,000株

② 発行済株式の総数 普通株式 34,818,578株
(うち、自己株式 - 株)

③ 株主数 32,328名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
(株)三孝社	4,800 千株	13.8 %
高松孝之	3,974	11.4
合同会社孝英社	2,700	7.8
高松孝育	2,121	6.1
合同会社孝兄社	1,780	5.1
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	1,711	4.9
(株)孝	1,226	3.5
(株)りそな銀行	810	2.3
(株)みずほ銀行	618	1.8
高松コンストラクショングループ社員持株会	566	1.6

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役 名誉会長	高松孝之	
代表取締役 会長	吉武宣彦	
代表取締役 副会長	高松孝嘉	
代表取締役 社長	高松浩孝	事業推進本部・経営戦略本部管掌
代表取締役	高松孝年	高松建設(株)代表取締役社長
取締役	萩原敏孝	(株)小松製作所顧問 (株)ゼンショーホールディングス社外取締役
取締役	西出雅弘	
取締役	青山繁弘	公益財団法人流通経済研究所理事長 H.U.グループホールディングス(株)社外取締役
取締役	高松英之	高松エステート(株)代表取締役副社長執行役員
取締役	中原秀人	国立大学法人大阪教育大学理事
取締役	辻井靖	青木あすなる建設(株)代表取締役社長
取締役	石橋伸子	弁護士法人神戸シティ法律事務所代表社員弁護士 (株)上組社外取締役 (株)ふくおかフィナンシャルグループ社外取締役（監査等委員）
常勤監査役	藤原利往	
常勤監査役	松下善紀	
監査役	津野友邦	津野公認会計士事務所代表 いざなみ監査法人代表社員 いざなみ税理士法人代表社員 (株)いざなみ総研代表取締役 (株)AmidAホールディングス社外取締役 (株)ソフトウェアサービス社外監査役

- (注) 1. 石橋伸子氏は2022年6月22日開催の定時株主総会終結の時をもって監査役を退任し、また同定時株主総会において取締役を選任され就任いたしました。
2. 取締役萩原敏孝氏、青山繁弘氏、中原秀人氏および石橋伸子氏は、社外取締役であります。
3. 監査役藤原利往氏および津野友邦氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、取締役萩原敏孝氏、青山繁弘氏、中原秀人氏および石橋伸子氏、ならびに監査役藤原利往氏および津野友邦氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
5. 監査役津野友邦氏は、公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 社外取締役および社外監査役の兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

[ご参考] 2023年4月1日現在の執行役員は次のとおりです。
(※印の執行役員は取締役を兼務しております。)

会社における地位	氏名	担当
社長執行役員	※ 高松浩孝	
副社長執行役員	※ 高松孝年	
常務執行役員	島林正弘	プロジェクトマネジメント室・グループ内部監査部管掌
執行役員	小田卓也	グループ事業推進本部長
執行役員	不破徳彦	グループ経営管理本部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）および監査役と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める金額の合計額をもって責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識しておこなった行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の総額	摘要
取締役	12名	238百万円	取締役報酬限度額は年額250百万円以内 決議時点の取締役は7名 (2004年6月29日開催定時株主総会決議)
監査役	4	40	監査役報酬限度額は年額45百万円以内 決議時点の監査役は4名 (1997年6月25日開催定時株主総会決議)
合計	16	279	

(注) 報酬等の総額は、当社支払額を記載しております。

⑤ 社外役員に関する事項

			氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役			萩 原 敏 孝	<p>当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識にもとづき経営全般について必要な発言と助言を適宜おこなっております。</p> <p>また、取締役および経営幹部の指名・報酬決定プロセスにおいて、任意の指名委員会の委員長および報酬委員会の委員を務め、適切な人事評価、人材配置を通じ、取締役および経営幹部の監督をおこなっております。</p>
取 締 役			青 山 繁 弘	<p>当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識にもとづき経営全般について必要な発言と助言を適宜おこなっております。</p> <p>また、取締役および経営幹部の指名・報酬決定プロセスにおいて、任意の報酬委員会の委員長および指名委員会の委員を務め、適切な人事評価、人材配置を通じ、取締役および経営幹部の監督をおこなっております。</p>
取 締 役			中 原 秀 人	<p>当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識にもとづき経営全般について必要な発言と助言を適宜おこなっております。</p> <p>また、取締役および経営幹部の指名・報酬決定プロセスにおいて、任意の指名委員会および報酬委員会の委員を務め、適切な人事評価、人材配置を通じ、取締役および経営幹部の監督をおこなっております。</p>
取 締 役			石 橋 伸 子	<p>当事業年度に開催された取締役会12回のうち監査役として2回、取締役として10回出席し、弁護士としての幅広い知見と専門的な見識にもとづき経営全般について必要な発言と助言を適宜おこなっております。</p> <p>また、取締役および経営幹部の指名・報酬決定プロセスにおいて、任意の指名委員会および報酬委員会の委員を務め、適切な人事評価、人材配置を通じ、取締役および経営幹部の監督をおこなっております。</p>

	氏 名	主 な 活 動 状 況
常 勤 監 査 役	藤 原 利 往	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、出身分野である金融機関を通して培われた知識・見地から適宜質問し、発言をおこなっております。 また、監査役会12回のうち12回に出席し、監査に関する意見交換、重要事項の審議をおこなっております。
監 査 役	津 野 友 邦	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から適宜質問し、発言をおこなっております。 また、監査役会12回のうち12回に出席し、監査に関する意見交換、重要事項の審議をおこなっております。

⑥ 社外役員の報酬等の総額

	支 給 人 数	報 酬 等 の 総 額	子 会 社 か ら の 役 員 報 酬 等
社 外 役 員	6 名	94百万円	—

7 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決議いたしました。

1. 業務執行をおこなう取締役の報酬

取締役会で定めた役員基本報酬制度および役員賞与制度にもとづき、責務の重さ等を考慮して役職毎に定めた基本報酬に役員賞与を加算した報酬額について、取締役会は業務執行取締役の当該報酬額が相当かどうかを検討したうえで個人別の報酬額を決定するよう代表取締役社長高松浩孝に一任しております。代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価をおこなうには代表取締役社長が最も適しているためであります。代表取締役社長が委任された権限は、報酬委員会において、役員間の公平性、貢献度、会社業績等を踏まえて審議をおこない報酬額を決定することとしており、これを事前確定届出給与としております。なお、この事前確定届出給与のうち、基本報酬部分については毎月、役員賞与部分については7月に支払っております。代表取締役社長は取締役会で定めた上記報酬制度と整合した報酬額を提案し、独立社外取締役を含む報酬委員会において審議したうえで決定することにより、報酬額の内容の適正が担保されていることから、取締役会はその答申が決定方針に沿うものであると判断しております。

2. 業務執行をおこなわない取締役の報酬

個人別の報酬額の決定につき取締役会の一任を受けた代表取締役社長は、報酬委員会において各役員の社会的地位および貢献度について審議をおこない、あらかじめ決定した定期同額給与としております。代表取締役社長は取締役会で定めた上記報酬制度と整合した報酬額を提案し、独立社外取締役を含む報酬委員会において審議したうえで決定することにより、報酬額の内容の適正が担保されていることから、取締役会はその答申が決定方針に沿うものであると判断しております。

3. 取締役の報酬限度額

取締役の報酬総額は、株主総会にて承認を得た範囲内としております。

なお、株主総会で承認された取締役の報酬総額の限度額は以下のとおりです。

取締役報酬限度額：年額250百万円以内（2004年6月29日定時株主総会決議）

5 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

② 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	93百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の妥当性を前年度実績の検証と評価等にもとづき精査し、また報酬の前提となる見積りの算出根拠の妥当性を精査した結果、ともに相当であると考え、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 支払額には消費税等を含めておりません。

③ 非監査業務の内容

子会社の内部統制報告制度助言

④ 解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要政策のひとつと位置づけ、持続的な発展に向けた経営基盤の強化拡充と、着実な株主還元の最適なバランスをはかる規律ある資本政策を遂行します。安定配当を維持し株主還元を拡充するとともに、内部留保の充実による経営基盤の強化をはかることを基本方針としております。

当期（2023年3月期）の配当金につきましては、2023年3月期の連結純利益が75億円と期初の予想を上回ったことを踏まえ、1株当たりの年間配当金を期初予想の63円からさらに7円増額となる70円（配当性向32.4%）といたしました。

また、中期経営計画「共創×2025」（2023年3月期～2025年3月期）の対象年度においては累進配当を基本方針とし、年間の1株当たり配当金額の下限を70円に設定し、業績に連動した利益還元をおこないます。

次期（2024年3月期）の配当金につきましては、1株当たり77円（配当性向33.5%）を予定しております。

内部留保資金につきましては、当社グループ全体において経営体質の一層の強化、充実ならびに今後の事業展開に役立てる等、中長期的な視点で有効に活用してまいります。

~~~~~  
(注) 事業報告中の記載金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科目              | 第58期<br>(2023年3月31日現在) | 科目                 | 第58期<br>(2023年3月31日現在) |
|-----------------|------------------------|--------------------|------------------------|
| <b>資産の部</b>     |                        | <b>負債の部</b>        |                        |
| <b>流動資産</b>     | <b>168,709</b>         | <b>流動負債</b>        | <b>77,075</b>          |
| 現金預金            | 36,047                 | 工事未払金              | 29,271                 |
| 受取手形・完成工事未収入金等  | 91,742                 | 未払法人税等             | 3,074                  |
| 販売用不動産          | 23,404                 | 未成工事受入金            | 29,270                 |
| 未成工事支出金         | 1,429                  | 完成工事補償引当金          | 675                    |
| 不動産事業支出金        | 11,415                 | 賞与引当金              | 3,995                  |
| 未収入金            | 2,544                  | その他                | 10,787                 |
| その他             | 2,228                  | <b>固定負債</b>        | <b>29,129</b>          |
| 貸倒引当金           | △102                   | 社債                 | 15,000                 |
| <b>固定資産</b>     | <b>65,254</b>          | 再評価に係る繰延税金負債       | 256                    |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>47,580</b>          | 繰延税金負債             | 498                    |
| 建物・構築物          | 6,521                  | 船舶特別修繕引当金          | 44                     |
| 機械・運搬具・工具器具備品   | 1,627                  | 退職給付に係る負債          | 10,838                 |
| 船舶              | 1,075                  | その他                | 2,491                  |
| 土地              | 27,720                 | <b>負債合計</b>        | <b>106,204</b>         |
| リース資産           | 69                     | <b>純資産の部</b>       |                        |
| 建設仮勘定           | 10,566                 | <b>株主資本</b>        | <b>127,030</b>         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,732</b>           | 資本金                | 5,000                  |
| のれん             | 845                    | 資本剰余金              | 797                    |
| その他             | 887                    | 利益剰余金              | 121,233                |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>15,941</b>          | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>692</b>             |
| 投資有価証券          | 8,976                  | その他有価証券評価差額金       | 615                    |
| 繰延税金資産          | 4,554                  | 土地再評価差額金           | △1,266                 |
| その他             | 2,665                  | 為替換算調整勘定           | 881                    |
| 貸倒引当金           | △253                   | 退職給付に係る調整累計額       | 462                    |
| <b>資産合計</b>     | <b>233,963</b>         | <b>非支配株主持分</b>     | <b>36</b>              |
|                 |                        | <b>純資産合計</b>       | <b>127,759</b>         |
|                 |                        | <b>負債純資産合計</b>     | <b>233,963</b>         |

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目                    | 第58期<br>(2022年4月1日から2023年3月31日まで) |                |
|------------------------|-----------------------------------|----------------|
|                        |                                   |                |
| <b>売上高</b>             |                                   |                |
| 完成工事高                  | 231,677                           |                |
| 不動産事業売上高               | 50,818                            | <b>282,495</b> |
| <b>売上原価</b>            |                                   |                |
| 完成工事原価                 | 196,955                           |                |
| 不動産事業売上原価              | 43,517                            | <b>240,472</b> |
| <b>売上総利益</b>           |                                   |                |
| 完成工事総利益                | 34,721                            |                |
| 不動産事業総利益               | 7,301                             | <b>42,022</b>  |
| <b>販売費および一般管理費</b>     |                                   | <b>29,983</b>  |
| <b>営業利益</b>            |                                   | <b>12,038</b>  |
| <b>営業外収益</b>           |                                   |                |
| 受取利息および配当金             | 113                               |                |
| 受取賃貸料                  | 82                                |                |
| 償却債権取立益                | 87                                |                |
| 受取保険金                  | 111                               |                |
| その他                    | 129                               | 524            |
| <b>営業外費用</b>           |                                   |                |
| 支払利息                   | 188                               |                |
| 持分法による投資損失             | 335                               |                |
| 支払手数料                  | 82                                |                |
| 和解金                    | 118                               |                |
| その他                    | 68                                | 794            |
| <b>経常利益</b>            |                                   | <b>11,768</b>  |
| <b>特別利益</b>            |                                   |                |
| 固定資産売却益                | 140                               |                |
| 投資有価証券売却益              | 294                               |                |
| 関係会社株式売却益              | 119                               | 554            |
| <b>特別損失</b>            |                                   |                |
| 減損損失                   | 545                               |                |
| 固定資産除却損                | 23                                | 568            |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     |                                   | <b>11,755</b>  |
| 法人税、住民税および事業税          | 4,931                             |                |
| 法人税等調整額                | △709                              | 4,221          |
| <b>当期純利益</b>           |                                   | 7,533          |
| 非支配株主に帰属する当期純損失        |                                   | △0             |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> |                                   | <b>7,534</b>   |



# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科目              | 第58期<br>(2023年3月31日現在) | 科目              | 第58期<br>(2023年3月31日現在) |
|-----------------|------------------------|-----------------|------------------------|
| <b>資産の部</b>     |                        | <b>負債の部</b>     |                        |
| <b>流動資産</b>     | <b>45,543</b>          | <b>流動負債</b>     | <b>57,625</b>          |
| 現金預金            | 16,670                 | 不動産事業未払金        | 0                      |
| 販売用不動産          | 1,058                  | 預り金             | 57,241                 |
| 関係会社短期貸付金       | 27,541                 | 未払法人税等          | 19                     |
| 未収入金            | 730                    | 不動産事業受入金        | 24                     |
| その他             | 555                    | 賞与引当金           | 50                     |
| 貸倒引当金           | △1,013                 | その他             | 289                    |
| <b>固定資産</b>     | <b>59,087</b>          | <b>固定負債</b>     | <b>15,856</b>          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>31,579</b>          | 社債              | 15,000                 |
| 建物・構築物          | 1,963                  | 再評価に係る繰延税金負債    | 40                     |
| 機械装置・運搬具        | 85                     | 退職給付引当金         | 54                     |
| 工具器具・備品         | 33                     | 未払役員退職金         | 500                    |
| 土地              | 20,195                 | 長期預り保証金         | 261                    |
| 建設仮勘定           | 9,300                  |                 |                        |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>39</b>              | <b>負債合計</b>     | <b>73,482</b>          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>27,468</b>          | <b>純資産の部</b>    |                        |
| 投資有価証券          | 102                    | <b>株主資本</b>     | <b>32,451</b>          |
| 関係会社株式          | 27,329                 | <b>資本金</b>      | <b>5,000</b>           |
| その他             | 36                     | <b>資本剰余金</b>    | <b>272</b>             |
| <b>資産合計</b>     | <b>104,630</b>         | 資本準備金           | 272                    |
|                 |                        | <b>利益剰余金</b>    | <b>27,179</b>          |
|                 |                        | 利益準備金           | 978                    |
|                 |                        | その他利益剰余金        | 26,201                 |
|                 |                        | 繰越利益剰余金         | 26,201                 |
|                 |                        | <b>評価・換算差額等</b> | <b>△1,303</b>          |
|                 |                        | 土地再評価差額金        | △1,303                 |
|                 |                        | <b>純資産合計</b>    | <b>31,148</b>          |
|                 |                        | <b>負債純資産合計</b>  | <b>104,630</b>         |

## 損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目                | 第58期<br>(2022年4月1日から2023年3月31日まで) |       |
|--------------------|-----------------------------------|-------|
|                    |                                   |       |
| <b>売上高</b>         |                                   |       |
| 不動産事業売上高           | 1,478                             |       |
| 関係会社受取配当金          | 3,472                             | 4,950 |
| <b>売上原価</b>        |                                   |       |
| 不動産事業売上原価          | 1,153                             | 1,153 |
| <b>売上総利益</b>       |                                   | 3,796 |
| <b>販売費および一般管理費</b> |                                   | 1,605 |
| <b>営業利益</b>        |                                   | 2,190 |
| <b>営業外収益</b>       |                                   |       |
| 受取利息および配当金         | 127                               |       |
| その他                | 10                                | 137   |
| <b>営業外費用</b>       |                                   |       |
| 支払利息               | 180                               |       |
| 社債利息               | 57                                |       |
| 為替差損               | 40                                |       |
| 支払手数料              | 33                                | 311   |
| <b>経常利益</b>        |                                   | 2,017 |
| <b>特別利益</b>        |                                   |       |
| 投資有価証券売却益          | 231                               | 231   |
| <b>特別損失</b>        |                                   |       |
| 貸倒引当金繰入額           | 1,000                             | 1,000 |
| <b>税引前当期純利益</b>    |                                   | 1,249 |
| 法人税、住民税および事業税      |                                   | 5     |
| <b>当期純利益</b>       |                                   | 1,243 |

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

株式会社高松コンストラクショングループ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桃 原 一 也  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 美 樹  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社高松コンストラクショングループの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高松コンストラクショングループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

株式会社高松コンストラクショングループ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桃 原 一 也  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 美 樹  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社高松コンストラクショングループの2022年4月1日から2023年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書にもとづき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の社員等と意思疎通をはかり、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および社員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、グループ会社については、グループ会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換をはかり、必要に応じてグループ会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議にもとづき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および社員等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法にもとづき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月10日

株式会社高松コンストラクショングループ 監査役会

常勤 社外 監査役 藤原利往 ㊟

常勤 監査役 松下善紀 ㊟

社外 監査役 津野友邦 ㊟

以上

# 株主総会会場ご案内図

## 株主総会開催日時

2023年6月21日（水曜日）

午前10時（受付開始 午前9時30分）

## 会場

大阪市淀川区新北野一丁目2番3号

本社3階会議室

電話：06-6303-8101（代表）



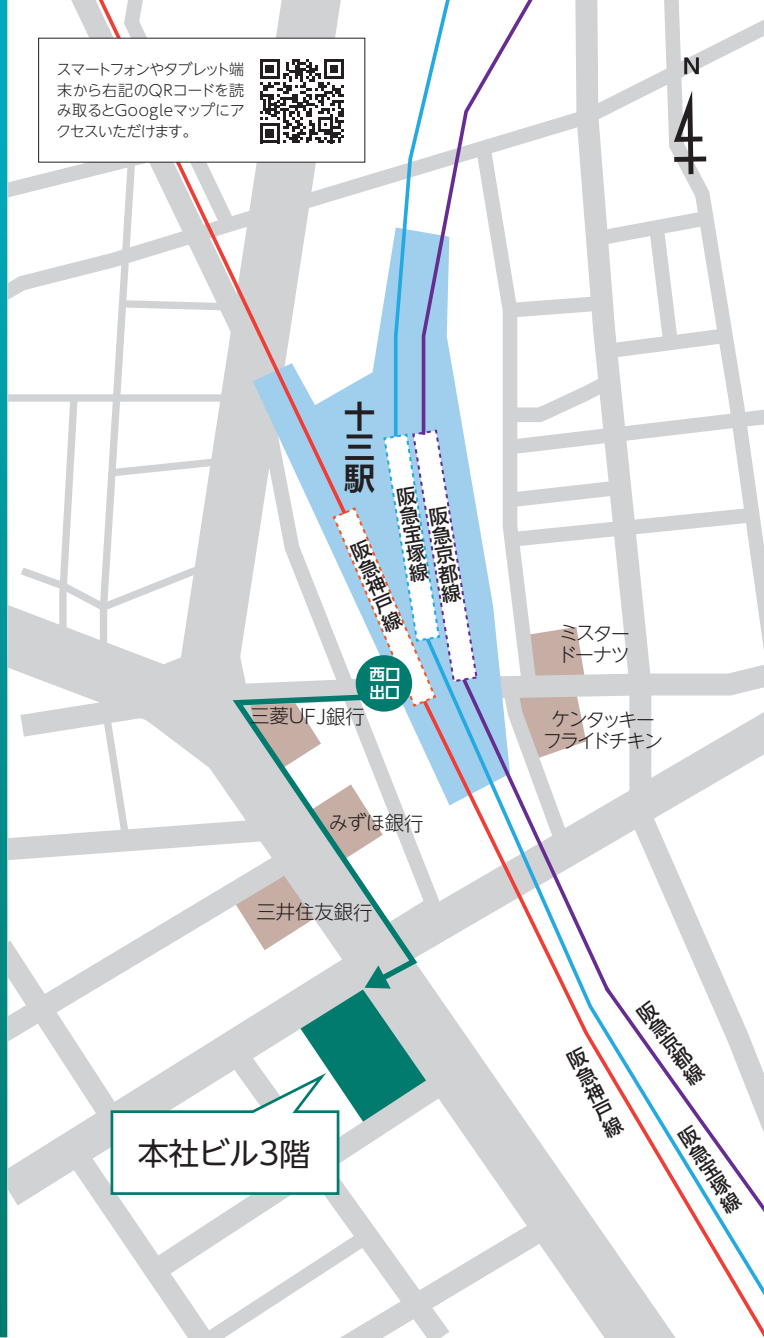
## 交通のご案内

阪急電鉄

「十三」駅 西口出口から徒歩約3分

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

スマートフォンやタブレット端末から右記のQRコードを読み取るとGoogleマップにアクセスいただけます。



見やすいユニバーサル  
デザインフォントを  
採用しています。

